



御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金

御殿場市では、市民と行政が協力してまちづくりに取り組む事業を補助金で応援しています。

令和 7 年度に実施する協働事業の募集を行っています。

あなたの「こんなことを大切にしたい」という「まちづくり」への思いを実現してみませんか？

応募締切

・市民提案事業

令和 7 年 1 月 31 日 (金)まで

・はじめの一步事業・行政提案事業

令和 7 年 2 月 7 日(金)まで

対象団体

- ・御殿場市内に活動拠点を有していること
- ・3 人以上のメンバーで構成される団体であること
- ・営利を目的としない社会貢献的活動を行う団体であること

「市民協働型まちづくり事業」とは？

- ・市民活動団体と市の担当課が協力・連携して実施する事業で、地域課題の解決など、御殿場がより住み良いまちになることを目指すもの。

問い合わせ

御殿場市 市民協働課（協働推進スタッフ）

TEL 0550-82-4308

Mail kyodo@city.gotemba.lg.jp

URL <https://www.city.gotemba.lg.jp/gyousei/g-16/g-16-1/18714.html>

募集区分

はじめの一步事業

市の担当課との協働事業にチャレンジしてみよう

10万円（1 団体 1 回限り、補助対象経費の 100%まで）

市民提案事業

団体の専門性、ノウハウを活用して、市と協働しながら公共的な課題の解決に取り組む事業

30万円（連続する 3 年間、補助対象経費の 90%まで）

行政提案事業

市が提示する地域課題に対して、団体の力を発揮し、市と協働しながら解決に向けて取り組む事業

30万円（連続する 3 年間、補助対象経費の 100%まで）

令和 7 年度のテーマ提案は、以下の 1 テーマです。

詳細は、御殿場市 HP を御確認ください。

テーマ：男女共同参画推進事業～大切なのは、これからのこと～



御殿場市

1

地域課題を見つけよう

- ・「このまちのここがもっと良くなって欲しい」「こんなことがまだこのまちには足りていない」「今あるこれを将来に残していきたい」など、地域課題(大切にしたいこと)について考えてみましょう。
- ・自分達の活動だけ、または行政の取り組みだけでは難しいけれど、お互いの長所を掛け合わせたり、お互いを補完することで解決に近づくもの生まれるかもしれません。

[Tips] 何から始めればいいのか分からないとき/補助金についてもっと詳しく知りたいとき

「地域のために何かしてみたいけれど、始め方が分からない」「募集案内を読んだけれど、もっとこの補助金について詳しく知りたい」など、市民協働やこの補助金についてより詳しく知りたいときは、市民協働課にお問い合わせください。メール、電話、窓口だけでなく、オンラインでの相談にも対応します。まずは御連絡・御相談ください。

2

市の担当課と一緒に事業計画を考えよう

- ・取り組みたい地域課題を見つけたら、その分野に関連する市の担当課と話をしましょう。
- ・自分達がこれまでの活動で培った知識や経験、技術、ノウハウを、協働することでどう地域課題の解決に繋げていくことができるのか、協働の可能性を市の担当課と一緒に考えてください。
- ・市の担当課と協働事業の提案について合意できたら、今度は具体的な事業計画をつくります。事業内容、目的、目標などを明確にし、団体と市の役割分担、収支予算づくりを行ってください。

[Tips] 市の担当課が分からないとき/事業計画書の書き方が分からないとき

市の担当課との繋がりが無いときは市民協働課に相談してください。事業イメージややりたいことを伺い、市の担当課とのマッチングをお手伝いします。
「事業計画書の書き方が分からない」「収支予算書のつくり方、補助対象経費と補助対象外経費の区分が分からない」など、書類でお悩みの時も市民協働課に相談してください。

3

事業計画を説明しよう 【公開提案会:令和7年3月5日(水)】

- ・補助金を受けるためには、公開提案会に参加して事業説明を行い審査・選考を経る必要があります。※「はじめの一歩事業」は書類審査のみで、提案会での事業説明はありません。
- ・市の担当課と一緒に、どのようなことを地域課題と捉えていて、何故今回提案する協働事業が効果的な取り組みと考えるのか、具体的にどのような事業を行い、何を目指すのかなど、事業計画の説明を行ってください。

4

事業を実施しよう 【交付決定日:令和7年4月1日(火) ※予定】

- ・公開提案会の審査・選考で採択の可否等が決まります。
- ・採択された場合、そこから協働事業のスタートです。団体の力を大いに発揮し、市の担当課と密に協力・連携して協働事業に取り組んでください。
- ・事業を実施するときは市民へ積極的な情報発信を行ってください。